

個人に対する健康診断の受診勧奨及び健康管理手帳制度・労災補償制度の周知

■過去に在籍していた事業場で石綿を取扱う作業等に従事していた方への呼びかけ

過去に在籍していた事業場で、以下のリスト（★）に該当する作業を行っていた方は、石綿にばく露している可能性がありますので、胸部レントゲン検査等による健康診断を受けるようにしてください（その際、医師に自分が過去に石綿に係る作業を行っていた旨お伝え下さい）。なお、厚生労働省から各事業場に対し、退職者に対しても健康診断を行うよう要請を行っておりますので、過去に在籍していた事業場から健康診断の連絡等があった場合は、積極的に利用してください。また、リストにある作業に従事していた方は、発がんリスクを高めることになるので、喫煙をしないようにしてください。

また、受診された結果、一定の所見が見られる場合（※1）は、最寄りの都道府県労働局に申請していただければ、健康管理手帳の交付を受け、無料で定期的に健康診断を受けることができます。また、石綿肺、肺がん、中皮腫等を発症した場合には、それが石綿にばく露したことが原因であると認められれば、労災補償を受けることができます。詳しくは最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

※1 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある場合

★ 石綿に係る作業リスト

- ①石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ②倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ③以下の石綿製品の製造工程における作業
 - ・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
 - ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プaster等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④石綿の吹付け作業
- ⑤耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- ⑧石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）、パーミキュライト（蛭石）、繊維状ブルサイト（水滑石））等の取扱い作業
- ⑩上記①～⑨の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

■現在在籍している事業場で石綿を取扱う作業等に従事していた、又はしている方への呼びかけ

労働安全衛生法及び石綿障害予防規則においては、事業者は、石綿を取扱う作業等に従事させていた又は従事させている労働者に対して、6ヶ月に1度、健康診断を実施しなければならないこととされています。厚生労働省より事業場に対し、健康診断の実施を徹底するよう指導を行っておりますので、現に在籍している事業場で、上記リストに該当する作業を行っていた、又は行っている方は、事業場で行われる健康診断を確実に受診するようにしてください。また、発がんリスクを高めることになるので、喫煙をしないようにしてください。

各種相談窓口の設置

■都道府県労働局・労働基準監督署における相談の受付

石綿に関する健康管理手帳、健康診断、労災補償についてのお問い合わせ、ご相談は最寄りの労働局、労働基準監督署までお願いします。

■中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター・大阪労働衛生総合センターにおける相談の受付

中央労働災害防止協会において、従来から石綿含有製品の代替化に関する相談窓口を開設しておりますが、これに加え、事業者の方々からの石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けることとしましたので、労働衛生調査分析センター（03-3452-3068）又は大阪労働衛生総合センター（06-6448-3784）までご相談下さい。

■建設業労働災害防止協会における相談の受付

建設業労働災害防止協会において、事業者の方々からの建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けることとしましたので、電話 03-3453-8201 までご相談下さい。

■独立行政法人労働者健康福祉機構 産業保健推進センターにおける相談の受付

産業保健推進センターにおいて、産業保健関係者、石綿による健康被害を受けられた労働者及びその家族の方々からの健康に関するご相談を受け付けることとしましたので、最寄りの産業保健推進センター（<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/index.html>）までご相談下さい。

■独立行政法人労働者健康福祉機構 労災病院における相談の受付

労災病院において、石綿ばく露歴のある方、その家族の方々、開業医等からの診断・治療、健康診断に関するご相談を受け付けることとしましたので、最寄りの労災病院までお問い合わせ下さい。（対応可能な労災病院は以下のとおりです）

1 石綿の特殊健診、診断、治療が可能な労災病院

美 唄労災病院	〒072-0015	美唄市東 4 条南 1 丁目 3 番 1 号 (0126)63-2151
岩見沢労災病院	〒068-0004	岩見沢市 4 条東 16 丁目 5 番地 (0126)22-1300
釧 路労災病院	〒085-8533	釧路市中園町 13-23 (0154)22-7191
東 北労災病院	〒981-8563	仙台市青葉区台原 4-3-21 (022)275-1111
福 島労災病院	〒973-8403	いわき市内郷綴町沼尻 3 番地 (0246)26-1111
珪 肺労災病院	〒321-2523	栃木県塩谷郡藤原町高德 632 (0288)76-1515
千 葉労災病院	〒290-0003	市原市辰巳台東 2-16 (0436)74-1111
東 京労災病院	〒143-0013	東京都大田区大森南 4-13-21 (03)3742-7301
関 東労災病院	〒211-8510	川崎市中原区木月住吉町 1 番 1 号 (044)411-3131
横 浜労災病院	〒222-0036	横浜市港北区小机町 3211 (045)474-8111
燕 労災病院	〒959-1228	燕市大字佐渡 633 (0256)64-5111
新 潟労災病院	〒942-8502	上越市東雲町 1-7-12 (0255)43-3123
富 山労災病院	〒937-0042	魚津市六郎丸 992 (0765)22-1280
浜 松労災病院	〒430-8525	浜松市将監町 25 (053)462-1211
中 部労災病院	〒455-8530	名古屋市港区港明 1-10-6 (052)652-5511
旭 労災病院	〒488-8585	尾張旭市平子町北 61 番地 (0561)54-3131
関 西労災病院	〒660-8511	尼崎市稲葉荘 3-1-69 (06)6416-1221
神 戸労災病院	〒651-0053	神戸市中央区籠池通 4-1-23 (078)231-5901
和歌山労災病院	〒640-8505	和歌山市古屋 435 番地 (073)451-3181
岡 山労災病院	〒702-8055	岡山市築港緑町 1-10-25 (086)262-0131
中 国労災病院	〒737-0193	呉市広多賀谷 1-5-1 (0823)72-7171
山 口労災病院	〒756-0095	山陽小野田市大字小野田 1315-4 (0836)83-2881
香 川労災病院	〒763-8502	丸亀市城東町 3-3-1 (0877)23-3111
九 州労災病院	〒800-0296	北九州市小倉南区葛原高松 1-3-1 (093)471-1121
門 司労災病院	〒801-8502	北九州市門司区東港町 3-1 (093)331-3461
長 崎労災病院	〒857-0134	佐世保市瀬戸越 2-12-5 (0956)49-2191
熊 本労災病院	〒866-0965	八代市竹原町 1670 (0965)33-4151
吉備高原医療リハビリテーションセンター	〒716-1241	岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7511 (0866)56-7141

2 石綿の特殊健診が可能な労災病院

青 森労災病院	〒031-8551	八戸市大字白銀町字南ヶ丘 1 番地 (0178)33-1551
岩 手労災病院	〒025-0244	花巻市湯口字志戸平 26 (0198)25-2141
大 阪労災病院	〒591-8025	堺市長曾根町 1179-3 (072)252-3561
筑 豊労災病院	〒820-0088	嘉穂郡穂波町弁分 633 (0948)22-2980